

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」規約（案）

第１条（趣旨）

この規約は、「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第２条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成する「鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の素案及び宮城県知事が作成する「鳴瀬川水系河川整備計画（指定区間）」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

第３条（組織等）

懇談会は、東北地方整備局長及び宮城県知事が設置する。

- ２ 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- ３ 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は原則として認めない。
- ４ 委員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

第４条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 座長は懇談会の運営と進行を総括する。
- ３ 座長は、副座長を委員の中から指名する。
- ４ 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第５条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

第６条（公開）

懇談会の公開方法については懇談会で定める。

第７条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局北上川下流河川事務所及び宮城県土木部におく。

第８条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

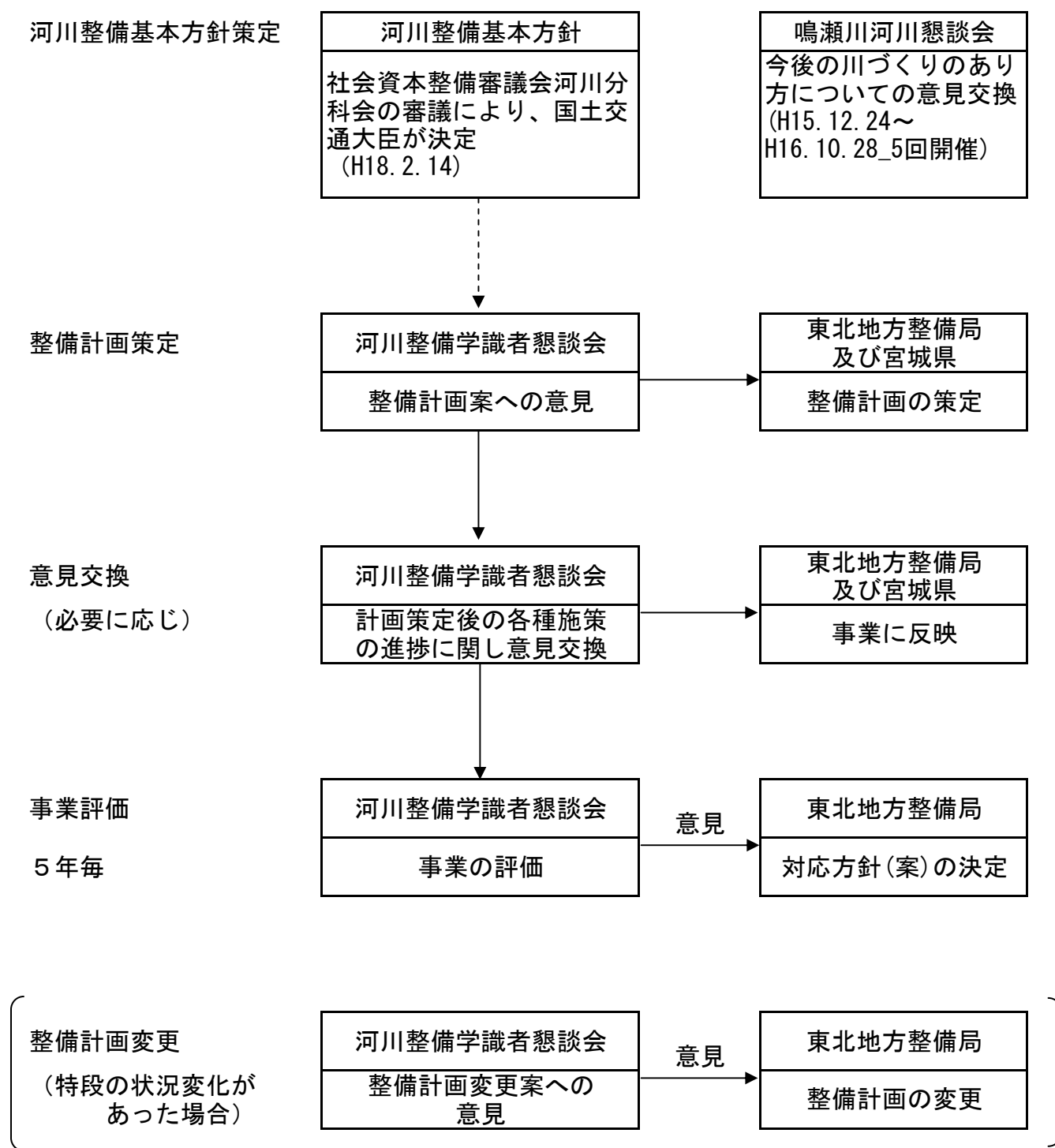
第９条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成１８年 月 日より施行する。

鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会の役割



「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	泉 <small>いづみ</small> 典 <small>の</small> 洋 <small>り ひ ろ</small>	北海道大学大学院 工学研究科 教授
2	伊 <small>い</small> 藤 <small>と う</small> 康 <small>や す</small> 志 <small>し</small>	大崎市長
3	小 <small>お</small> 野 <small>の</small> 泰 <small>や す</small> 正 <small>ま さ</small>	岩手大学 名誉教授
4	風 <small>か</small> 間 <small>ざ ま</small> 聡 <small>そう</small>	東北大学大学院 環境科学研究科 助教授
5	加 <small>か</small> 藤 <small>と う</small> 徹 <small>と おる</small>	宮城大学食産業学部 環境システム学科 教授
6	佐々木 <small>さ さ き</small> 豊 <small>ゆ た か</small>	宮城県植物の会
7	高 <small>た か</small> 崎 <small>さ き</small> み つ る	石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科 教授
8	田 <small>た</small> 中 <small>な か</small> 仁 <small>ひ と し</small>	東北大学大学院 工学研究科 教授
9	星 <small>ほ し</small> 明 <small>あ き</small> 朗 <small>お 朗</small>	加美町長

計 9名

敬称略、50音順